

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 平成20年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。</p> <p>○ <u>職員就業規則及び職員給与規則の改正については、経営協議会の審議事項であるが、報告事項として扱われていることから、適切な審議を行うことが求められる。</u></p> <p>【評定】 中期目標・中期計画の達成のためにはおおむね順調に進んでいる (理由) 年度計画の記載34事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められるが、<u>経営協議会の適切な審議が求められること等を総合的に勘案したことによる。</u></p> <p>【申立内容】 【修正文案】 のとおり変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 平成20年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。</p> <p>○ <u>職員の給与及び重要な規則の改正については、経営協議会の審議事項と定められているが、国家公務員の勤務時間の改正に準じて、職員の就業時間を1日8時間(1週40時間)から1日7時間45分(1週38時間45分)に改めることを内容とする「職員就業規則」の改正について、また、会計検査院</u></p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、下記のとおり修正し、評定は原案のとおりとする。</p> <p>『<u>職員の給与及び重要な規則の改正</u>については、経営協議会の審議事項であるが、報告事項として扱われていることから、適切な審議を行うことが求められる。』</p> <p>【理由】 国立大学法人法第20条第4項の文言に即した修正。</p> <p>以上の修正に基づき、「1 全体評価」を下記のとおり修正する。</p> <p>『一方、<u>職員の給与及び重要な規則の改正</u>については、経営協議会の審議事項であるが、報告事項として扱われていることから、適切な審議を行うことが求められる。』</p>

から是正を求められた通勤手当の支給方法に関し、1か月定期の額から6か月定期の額に改めることを内容とする「職員給与規則」の改正について、それぞれ経営協議会委員への事前説明を行っているものの、報告事項として扱われていることから、審議事項として取り扱うことが求められる。

【**評定**】中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

(理由) 年度計画の記載34事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。

【**理由**】

本学では、国家公務員の就業条件及び給与制度に準じて関係規則を定めているため、就業時間の見直しに伴う「職員就業規則」の改正については、国家公務員の就業制度に準じたものであり、また、通勤手当支給方法の見直しに伴う「職員給与規則」の改正についても、国家公務員の給与制度に準じたものであり、併せて、会計検査院から是正を求められたものである。

なお本学では、経営協議会委員に対しては、事前に審議案件等について説明を行うとともに、審議事項と報告事項に分ける等、会議の効率化に努めている。

今回の改正については、議論の余地がない案件であることから、3月3日開催の経営協議会において報告事項として議題に挙げ、特段の意見等がなかったことから、3月26日開催の役員会で正式決定したものである。